平成２９年（フ）第１７７０号
横浜市鶴見区向井町１丁目１番地１　アネックス鶴見第２―106号室
債務者　及川　涼太
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８０３号
横浜市戸塚区原宿３丁目57番３―５―304号
債務者　笠井　　香（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８１２号
横浜市保土ケ谷区法泉３丁目３番１―304号
債務者　古野　愛莉
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９１０号
横浜市金沢区釜利谷南２丁目５番31号　ルミエール２―203
債務者　大谷ひとみ
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９６４号
神奈川県綾瀬市大上４丁目９番27号　エステランタさがみ野202
債務者　川村　慎吾
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３１号
栃木県矢板市荒井614番地135　藤井コーポ102号、前住所栃木県大田原市住吉町１丁目10番10号
債務者　田代　翔一
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月30日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第７４８号
東京都福生市大字福生693番地１エアーシリウス505号室
債務者　上野　聖明
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７４９号
東京都福生市大字福生693番地１エアーシリウス505号室
債務者　上野　久美
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６６号
栃木県下都賀郡壬生町駅東町13番７号　アメニティハイツＥＳ101、従前の住所栃木県下都賀郡壬生町本丸２丁目４番13号　アメニティハイツＥ―201
債務者　仲谷　正信
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第１５４号
岐阜県瑞穂市牛牧1258―５　エポックハイムけんせいＣ　101号室、住民票上の住所愛知県豊橋市南瓦町88番地
債務者　金子　泰子
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第２０３６号
東京都杉並区桃井１丁目15番17号　宮崎１階
破産者　有限会社モンパルナス
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０３７号
愛知県名古屋市中区栄１丁目18―１―803
破産者　平賀　正二
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６５５号
東京都新宿区西新宿８―３―１　西新宿ＧＦビル３―Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区西五反田２丁目７番11号
破産者　株式会社ＮＮＴＰ
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６５２８号
東京都中央区日本橋中洲４―13―702
破産者　加藤　岳史
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７１０号
東京都調布市若葉町２丁目22―５　栗山第１マンション302、開始決定時の住所東京都調布市若葉町１丁目31―７―102
破産者　柳瀬　俊之
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８９５２号
東京都文京区水道２丁目４番地
破産者　株式会社スパークデザイン
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部